区長に決定権を移譲しない事務に関する基準

１　法令上市長の権限に属しない事務（法律の規定により当該権限を有するものがこの基準のいずれにも該当しない事務を市長の補助職員に委任等をする場合を除く。）

　　（例）

　　　・行政委員会等の権限に属する事務

　　　・会計管理者の権限に属する事務

　　　・地方公営企業の管理者の権限に属する事務（交通事業、水道事業、病院事業）

　　　・消防本部の所管に属する事務

　　　・建築主事の権限に属する事務

２　広域行政に関する事務

　　（例）

　　　・卸売市場に関する事務

　　　・大阪港の管理に関する事務

　　　・その他大阪市の区域を越えた広域的な観点から実施される施策や事業に関する事務

３　大阪府と共同して実施することが検討されている事務

　　（例）

　　　・市税の賦課徴収に関する事務

４　大阪市として一元的に実施していくことが必要な事務

　⑴　大阪市としての方針の決定と進捗管理に関する事務

　　　（例）

　　　　・戦略会議の運営

　　　　・市政改革プランの策定、進捗管理

　　　　・大阪市全体の予算の編成(歳入･歳出規模の設定、予算の査定)

　　　　・大阪市としての国等へ要望する事項の決定

　　　　・大阪市として作成すべき分野別計画・統計・白書等の作成

　　　　・市災害対策本部や中枢備蓄拠点の運営

　⑵　大阪市全体の行政資源の管理に関する事務

　　　（例）

　　　　・大阪市全体の定員管理、各所属への職員定数配分(管理職ポストを含む)

　　　　・予算の配当

　　　　・決算の調製

　　　　・市債の発行･管理

　　　　・基金の管理

　⑶　法令に基づく制度の管理に関する事務

　　　（例）

　　　　・国民健康保険制度の管理

　　　　・介護保険制度の管理

　　　　・生活保護制度の管理

　⑷　大阪市全体に共通する制度の管理に関する事務

　　　（例）

　　　　・情報公開･個人情報保護制度の管理

　　　　・公益通報制度の管理

　　　　・職員の給与･福利厚生制度の管理

　　　　・財産管理制度の管理(基準の設定など)

・大阪市として設定する、最低限保障すべき給付水準の管理（乳幼児医療費助成など）

・使用料等の減免基準の設定・管理

　⑸　内部管理的な業務

　　　（例）

　　　　・業務システムの管理

　　　　・総務事務センターの所管に属する事務

　　　　・各種審議会等の運営の補助に関する事務

　⑹　大阪市全体の窓口として行う外部との連絡に関する事務や議決機関との連絡に関する事務

　　　（例）

　　　　・国庫補助金等の申請、負担金の支出

　　　　・大阪市が参加する各種協議会等に関する事務

　　　　・外部からの照会等への対応に関する事務

　　　　・災害時相互応援協定

　　　　・外郭団体との連絡

　　　　・市会との連絡

５　各区の実情や特性にかかわりなく統一的に実施すべき事務であって、住民に身近な所で実施する必要性の低い事務

　⑴　専門的･技術的要素の強い事務

　　　（例）

　　　　・条例案の立案、規則等の制定改廃手続

　　　　・訟務事務

　　　　・統計解析

　　　　・保健･福祉･医療の分野における専門的立場からの判定等

　　　　・研究機関･検査機関の所管に属する事務

　　　　・市設建築物の建設、維持補修･修繕の手続(事業施行決定を除く。)

　⑵　効率性の観点から一元的に実施している事務

　　　（例）

　　　　・一定規模以上の入札･契約締結の手続(事業施行決定を除く。)

　　　　・一定規模以上の財産の取得･管理･処分の手続(事業施行決定を除く。)

　　　　・長期滞納に係る債権の徴収

　⑶　市域全域又は複数区の区域を対象とする市民利用施設等の管理又はイベントの運営

　　　　→　複数区の区域を対象とする市民利用施設等又はイベントについては、区長による共同管理又は共同運営の仕組みを検討していくこととする。

６　その性質上区長に決定権を移譲することが適当でない事務

1. 区役所の業務に関する監督･検査に関する事務
2. 区長を処分庁とする審査請求に関する事務

７　局・室の内部管理的な業務

　　　（例）

　　　　・勤怠管理

・遺失物の処理

・いずれの所属でも行っているような事務用品（文房具、机、通信機器等）の調達

・新聞、書籍類の購入

・電信電話、電気、ガス等、自局庁舎の運営

・専ら局・室のみに係る寄付の収受

※　なお、この基準は、公募区長就任後も必要に応じて適宜見直すものとする。